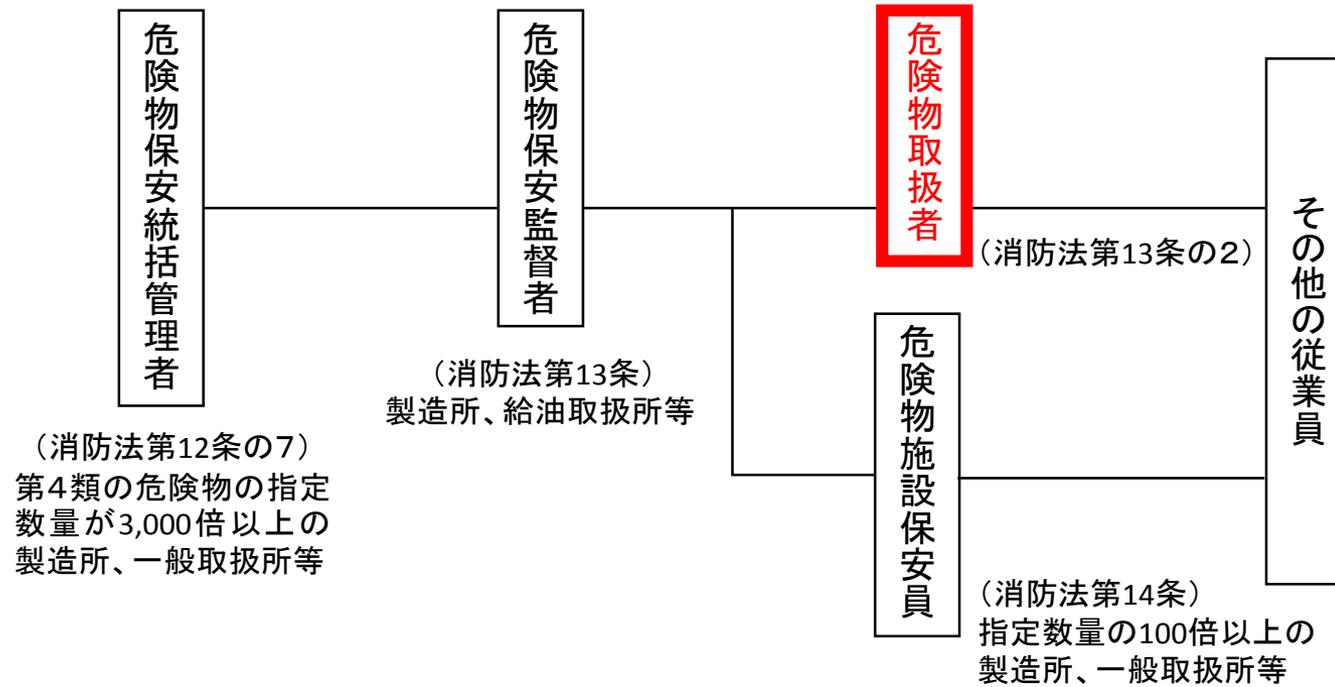


危険物施設の保安講習に係る 検討の進め方について

危険物施設における保安体制について

(危険物施設の保安体制)



※「危険物保安統括管理者」及び「危険物施設保安員」については、資格要件はない。

危険物取扱者	
資格の種類	業務範囲
甲種	全ての危険物の取扱い、立会いが可能
乙種(第1類～第6類)	各類の危険物の取扱い、立会いが可能
丙種	第4類の危険物のうち、ガソリン、灯油、軽油、重油、潤滑油などの取扱いが可能(立会いは不可)

危険物取扱者の役割等について

<危険物取扱者の消防法令上の位置づけ> (消防法第13条第3項)

危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない。

<危険物取扱者の責務> (危政令第31条第2項及び第3項)

- 危険物取扱者は、危険物の取扱作業に従事するときは、貯蔵又は取扱いの技術上の基準を遵守するとともに、危険物の保安の確保について、細心の注意を払わなければならない。
- 甲種又は乙種危険物取扱者は、危険物の取扱作業の立会をする場合は、取扱作業に従事する者が貯蔵又は取扱いの技術上の基準を遵守するように監督するとともに、必要に応じてこれらの者に指示を与えなければならない。

<危険物取扱者保安講習> (消防法第13条の23、危規則第58条の14)

- 危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。）が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない。
- 危険物取扱者は、次の場合に保安講習を受ける必要。
 - ① 取扱作業に従事することとなった日から1年以内
 - ② 保安講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内
- 講習の科目、講習時間等の細目は消防庁告示※に定められている。

※「危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和62年消防庁告示第4号）」

保安講習の講習科目・講習時間等について

<講習の種別>

危険物の態様に応じて、講習の種別が設けられている。

なお、都道府県は、次の③の種別はさらに区分して実施することができる。

種別	① 給油取扱所における危険物取扱者を対象とした講習
	② 石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所の危険物施設における危険物取扱者を対象とした講習
	③ 上記以外の危険物施設における危険物取扱者を対象とした講習

※ 都道府県知事は、当該都道府県内に設置されている危険物施設における危険物取扱者の状況等にかんがみ、当該種別により講習を実施することが困難であると認めるときは、異なる種別により講習を実施することができる。

<講習科目及び講習時間>

講習科目及び講習時間は、次のとおりとするとともに、各種別の講習内容は、危険物施設における危険物の取扱作業の実態に即したものとす。

講習科目	講習時間
危険物関係法令に関する事項 ① 過去3年間における危険物関係法令の改正事項 ② 危険物規制の要点	1時間以上
危険物の火災予防に関する事項 ① 危険物施設の事故事例の動向、その原因と問題点の概要、その発生防止のための保安上の対策等 ② 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等 ③ 危険物施設における安全管理に関する知識	2時間以上

保安講習の実情について

<講習の開催及び受講状況>

- 平成29年度（4月1日から翌年3月31日まで）における保安講習の受講者数は、170,287人
 - 保安講習の実施回数は、延べ1,490回（講習回数としては年間1,352回*）。
- ※2種類以上の講習を同じ会場で行う場合があるため、講習回数と講習実施回数は一致しない。

（平成29年度講習の実施状況）

講習種別	給油取扱所	コンビナート	その他	都道府県知事の 定めた講習	計
受講者数	42,862	21,914	99,423	6,088	170,287
実施回数	484	146	738	92	1,490

<講習の現状>

- 消防庁において、平成30年度に各都道府県における保安講習の実態調査を実施（委託先：（一財）全国危険物安全協会。概要は参考資料1-7参照）。概ね次の実情が明らかとなった。
 - ・講習の運営は、多くの場合、各都道府県の危険物安全協会が県からの委託を受けて実施。
 - ・講習に用いるテキストは、全国危険物安全協会が作成するテキストを使用。
 - ・講師は、8割以上の講習会場において、消防職員や消防職員OBが行っている。

<講習科目：危険物関係法令に関する事項の講師>

所属	割合
消防職員（現職）	51.8%
消防・県職員OB	31.5%
県職員（現職）	13.6%
事務局職員	2.4%
企業等従業員	0.8%

<講習科目：危険物の火災予防に関する事項の講師>

所属	割合
消防職員（現職）	61.0%
消防・県職員OB	29.2%
企業等従業員	3.6%
大学高校等教諭・OB	2.7%
事務局職員等	2.4%
県職員（現職）	1.1%

【調査検討事項】

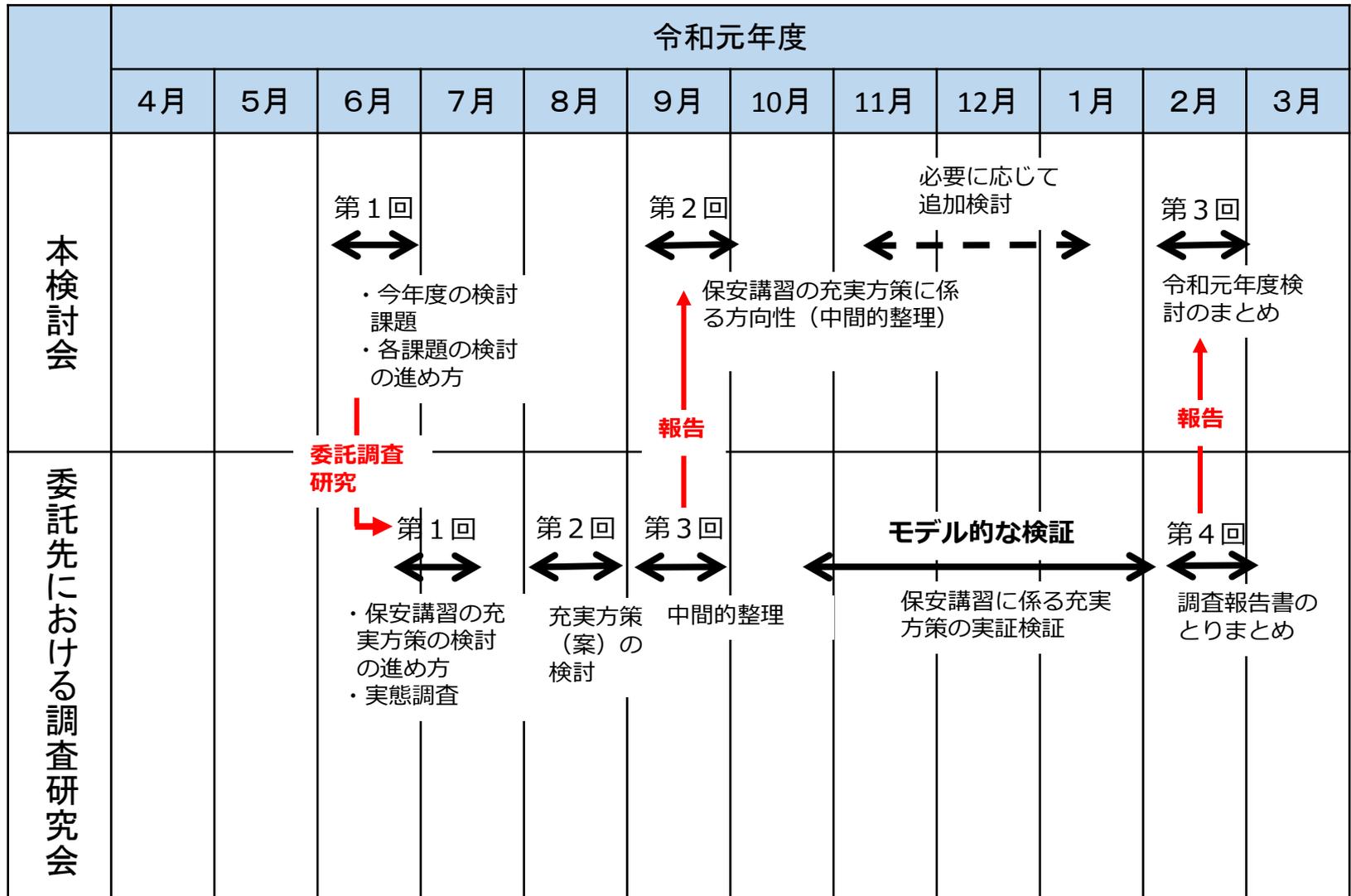
保安講習カリキュラムの見直しに向けて、次の事項について検討を行う。

- ア 点検・維持管理に関する内容を充実させるための保安講習の効果的な実施方法
（講習の効果的な方法や保安講習のテキストや映像資料の活用方策等）
- イ 保安講習の講師の育成方策
- ウ 上記ア及びイを踏まえた保安講習の充実方策案

【調査検討の進め方】

- ・ 消防庁において、調査研究業務を外部事業者へ委託。（現在、委託先を選定中）
- ・ 委託先において、学識経験者、消防本部、関係機関等から構成される研究会を開催し、保安講習カリキュラムの素案を作成。研究会は、4回程度開催し、9月頃までに中間的整理を行う。
- ・ 研究会の検討状況は、本検討会に適時報告し、本検討会委員のコメントを研究会での議論に反映。
- ・ 本検討会において、9月頃に中間的な整理を行い、これを踏まえ、委託先において保安講習の充実方策案に関するモデル的な実地検証を実施。
- ・ モデル検証結果を踏まえ、本検討会において、保安講習の充実方策をとりまとめ。

検討スケジュール



- 検討結果を踏まえ、消防庁において必要な措置（告示改正等）を行う。
- 次年度以降、試行的検証（モデル実証）を引き続き実施し、令和3年度の本格的な運用を目指す。